

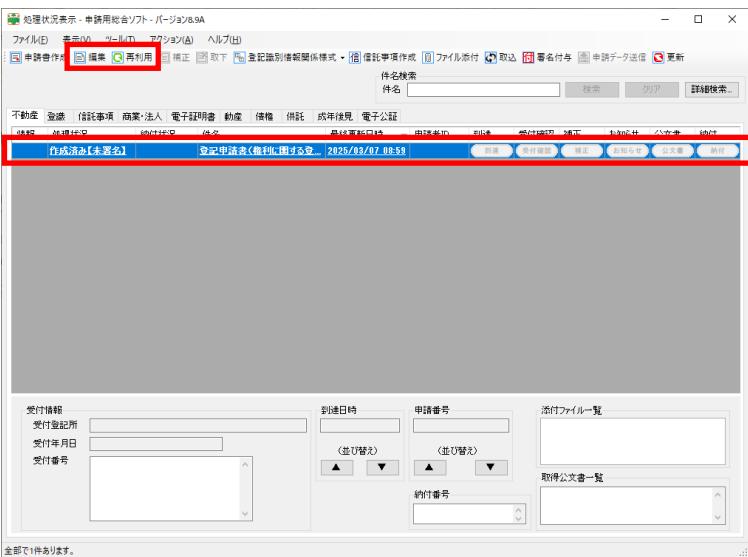
様式の最新化について

旧様式で申請書様式を準備していた場合には、申請用総合ソフトのバージョンアップ後に、以下の手順で「編集」又は「再利用」を行うことで、新様式に変換することができます。

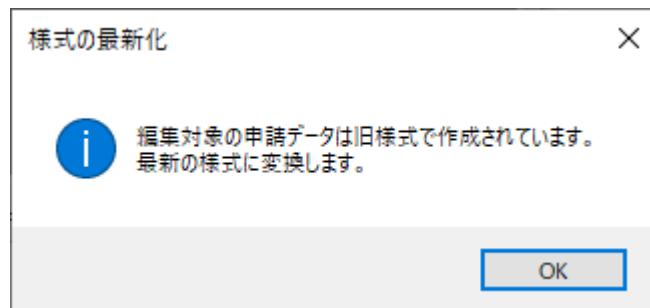
(1) 「処理状況表示」画面を表示します。

旧様式で準備していた申請書を選択し、「編集」又は「再利用」をクリックします。

※ 「編集」は、選択した申請書に上書き保存されます。「再利用」は選択した申請書とは別に、新たに申請書が作成されます。



(2) 「様式の最新化」画面が表示されるので、「OK」ボタンをクリックして最新バージョンの申請書の様式に変換します。



(3) 「申請書作成・編集」画面が表示されますので、必要に応じて内容を変更し、「完了」をクリックします。



(4) 対象となる様式は、以下のとおりです。

[電子公証手続]

- ・電磁的記録の認証の嘱託
- ・日付情報の付与の請求

また、商業・法人手続の株式会社の発起設立（定款認証同時申請用）様式より作成した電子公証手続様式について、旧様式で申請書様式を準備していた場合には、申請用総合ソフトのバージョンアップ後に、商業・法人手続の定款認証同時申請用様式の定款認証の嘱託項目の「嘱託書作成」ボタン又は定款認証の嘱託に係る委任状項目の「作成」ボタンより該当する申請書様式を再編集することでも新様式に変換することができます。

対象となる様式は、以下のとおりです。

[電子公証手続]

- ・電磁的記録の認証の嘱託
- ・電子署名付委任状（同時申請用）